

L P ガス保安の確保に向けた取組状況に関する
平成28年度トップヒアリングの結果

平成29年3月16日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

I. ヒアリングの趣旨

経済産業省は、L P ガス販売事業者等に対し、毎年度、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を提示し、具体的な自主保安の向上を促している。平成17年度から、この進捗状況も含め、各社の保安確保の方針、そのための具体的な取組、保安体制の確立状況等に関して、トップ（社長）の方々からヒアリングしており、今回は9回目となる。

II. ヒアリングの対象事業者等

平成28年度のヒアリングは、経済産業省本省に登録されているL P ガス販売事業者又は認定されている保安機関のうち、過去5か年間に於いてトップを交代した事業者、行政指導を受けた事業者、集中監視システム関係の事業者の中から、以下の5社にご協力いただいた。

対象事業者：カメイ株式会社、サーラ物流株式会社、大聖寺運輸株式会社、パナソニックアプライアンスセーフティサービス株式会社、株式会社リピックス（計5社、50音順）

実施日：平成29年1月24日～1月30日

III. ヒアリングの結果（各社の取組等について）

ヒアリングの結果は、概ね以下の通り。

○法令遵守の徹底等

御協力いただいた各社とも社長を筆頭として保安に対する姿勢について、「経営方針」や「経営理念」等の形で社員に対し、明確に表明し、保安を最優先課題と考え、保安の確保、保安のレベルアップを行っている。

また、保安教育の確実な実施を図るため、多くの経営者が年間保安教育計画を策定し、高圧ガス保安協会や各都道府県L P ガス協会等が主催する講習会に参加する等、行政や業界団体の取り組みが積極的に活用されていた。

○組織内のリスク管理の徹底

自主保安活動チェックシートを毎年活用し、チェックシートの項目について強い部分と弱い部分の分析を行い、現状のレベルを本社及び事業所で共有確認を実施し、その結果に基づき改善に向け取り組んでおり、チェックシートの結果は、一斉に公表し、各事業所の立ち位置を確認してもらい、競争意識を植え付け保安のレベルアップに活用している事業者があった。

社内保安査察において、関係法令、それに基づいた自社の保安業務規程、受委託契約書に記載されている内容が正しく理解されているか、また後任の育成も考え、保安機関としての立上がりから現在に至るまでの社歴等の理解を深めるために、オリジナルQ & Aチェックシートを活用して実施

し、次に実際の保安管理状況がどのように維持されているかを、保安担当役員のもと事業所間の管理者同士が相互チェックし合い、お互いの改善点や参考事例を見つけ全体のレベルの向上となるよう取り組んでいる事業者があった。

集中監視業務の正確・迅速な継続運用に向け、定期的な研修を実施して実務レベルの向上に取り組む等情報セキュリティ確保への継続的な改善と向上に努めている事業者があった。

○事故防止対策

・CO（一酸化炭素）中毒事故の防止

CO中毒事故に関しては被害が甚大であるとの認識のもと会議や研修会、メール等にて都度周知を実施。、業務用換気警報器の100%設置を掲げ、ほぼ設置を完了しているという事業者があった。

・一般消費者等に起因する事故の防止

各事業所において、定期的に展示会を開催し、最新機種の紹介や安全機器のPRを実施。HPに新商品機器情報や安全機器情報、ガス使用上の注意事項などを掲載し閲覧できるようにしており、また毎月の検針票や請求書のお知らせ欄にワンポイントアドバイスを掲載し消費者にPR、また事業所によっては、LP協会主導でガス会社合同の展示会を開催している地区があり、それに参加しPR活動を行っている事業者もあった。

・LPガス販売事業者等に起因する事故の防止

外注事業者については、工事認定制を実施し事前に工事認定申請を提出してもらい承認された工事者のみが作業出来る仕組みとしている。申請には契約書、特定液化石油ガス設備工事事業開始届書、資格免状コピー等を添付しその内容審査にて承認とし、資格の再講習等状況は、現地では随時確認等を行っている事業者があった。

○自然災害対策

阪神大震災、東北大震災時の「とにかく電話が繋がらない、メールはなんとか送信できた・・・」などの教訓から、社員の安否確認にセコムの安否確認システムを導入した事業者もあり、震度5以上の地震が指定したエリアで発生した場合に安否確認のメールが一斉配信され、社員の安否が確認できる体制となっている。

自然災害発生時の対応を含め、大雪や異常気象の時などでも迅速な配送ができるよう、バルクローリーは、配送終了後満タンで終わるようにしたり、予備のバルクローリーを確保した体勢を取っている事業者があった。

災害対策マニュアルを各事業所に常備、また社内ポータルサイトにて必要な時に活用できる環境としている。津波や地震で効果が見られたことから、ガス放出防止型高圧ホース使用を社内基準とし、最終的に全戸取付を進め、LPガス容器のチェーンの二重掛けについても、新築時は標準とし、既存物件についてはハザードマップで浸水地域とされる地域での取付を指導している事業者があった。

非常食（3日分）、簡易トイレ、安全靴が各営業所に常備されており、主要拠点においては発電機を備えている。また本社社屋に災害用バルクを設置し、大規模地震発生時に近隣住民への支援

ができるように備えている事業者があった。

○2020年目標達成に向けた自社の取組

平成28年度保安対策指針に盛り込んだ目標、死亡者ゼロ、負傷者25人未満を目指すために、一般消費者等の保安確保のため、業務用換気警報器・CO警報器設置によるCO中毒事故の撲滅、新しい燃焼機器への交換推進による消費者起因事故の抑止など取組をしている事業者があった。

○女性職員の活用

多くの事業者では、女性職員の活用は、あまり進んでいないが、中には、保安業務部門での電話受付の女性従業員を積極的に採用中、スタッフ部門においては、女性管理職を育成中という事業者があった。

○認定販売事業者制度の有効活用について

集中監視システムの導入には、前向きに検討している事業者が多いが、通信インフラの度重なる変更から、通信インフラの整備状況を見極めてから導入時期を検討すべきと考えている事業者があった。投資等予算の制約、費用対効果の見極め等によって集中監視システムの積極的な導入にはまだまだ至っていない。

○一般消費者等への周知活動

全消費者への周知を毎年実施する社内基準を設けホームページや展示会などを活用して一般消費者等へ周知活動を実施している事業者があった。

ヒアリング各社の具体的な取組については、「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況（資料2－1）において紹介している。